

平成24年予算審査特別委員会会議録（第3日目）

平成24年3月15日（木曜日）

午前10時00分開議

午後 2時07分閉議

本日の会議事件

開議宣告

会議録署名委員の指名

総括質問

議案第 9号 平成24年度士別市一般会計予算

議案第10号 平成24年度士別市診療施設特別会計予算

議案第11号 平成24年度士別市国民健康保険事業特別会計予算

議案第12号 平成24年度士別市後期高齢者医療特別会計予算

議案第13号 平成24年度士別市介護保険事業特別会計予算

議案第14号 平成24年度士別市介護サービス事業特別会計予算

議案第15号 平成24年度士別市地方卸売市場事業特別会計予算

議案第16号 平成24年度士別市公共下水道事業特別会計予算

議案第17号 平成24年度士別市農業集落排水事業特別会計予算

議案第18号 平成24年度士別市工業用水道事業特別会計予算

議案第19号 平成24年度士別市水道事業会計予算

議案第20号 平成24年度士別市病院事業会計予算

議案第21号 士別市職員の特殊勤務手当支給に関する条例の一部を改正する条例について

議案第22号 士別市手数料徴収条例の一部を改正する条例について

議案第23号 士別市基金条例の一部を改正する条例について

議案第24号 士別市保育所条例の一部を改正する条例について

議案第25号 士別市子育て支援センター条例の一部を改正する条例について

議案第26号 士別市介護保険総合条例の一部を改正する条例について

議案第27号 士別市農畜産物加工体験交流工房条例の一部を改正する条例について

議案第28号 士別市総合福祉センターの指定管理者の指定について

議案第29号 士別市多世代スポーツ交流館の指定管理者の指定について

議案第30号 士別市日向森林公園の指定管理者の指定について

議案第31号 士別市営牧野大和牧場の指定管理者の指定について

議案第32号 士別市羊と雲の丘観光施設の指定管理者の指定について

議案第33号 士別市サイクリングターミナルの指定管理者の指定について

議案第34号 土別市勤労者センターの指定管理者の指定について

議案第35号 土別市スポーツ合宿センターの指定管理者の指定について

議案第36号 土別市中心市街地交流施設の指定管理者の指定について

議案第37号 土別市農畜産物加工体験交流工房の指定管理者の指定について

議案第38号 土別市めん羊工芸館の指定管理者の指定について

閉議宣告

出席委員(19名)

委員	遠山昭二君	委員	十河剛志君
副委員長	松ヶ平哲幸君	委員	渡辺英次君
委員	丹正臣君	委員	粥川章君
委員	出合孝司君	委員長	伊藤隆雄君
委員	谷口隆徳君	委員	国忠崇史君
委員	小池浩美君	委員	井上久嗣君
委員	岡崎治夫君	委員	田宮正秋君
委員	神田壽昭君	委員	菅原清一郎君
委員	斉藤昇君	委員	岡田久俊君
委員	山居忠彰君		

事務局出席者

議会事務局長	藤田功君	議会事務局 総務課長	浅利知充君
議会事務局 総務課主幹	東川晃宏君	議会事務局 総務課主任主事	御代田知香君
議会事務局 総務課主任主事	榎木孝士君		

(午前10時00分開議)

委員長(伊藤隆雄君) ただいまの出席委員は全員であります。

これより本日の委員会を開きます。

委員長(伊藤隆雄君) 本日の会議録署名委員は、第1日目に指名のとおりであります。

委員長(伊藤隆雄君) これより各会計予算及び関連議案の内容審査に入ります。

この際、内容審査の方法についてお諮りいたします。初めに、関連議案を審査し、一般会計については第1条歳入歳出予算のうち歳出を款ごとに審査し、歳入については一括して審査いたします。

次に、第2条から第4条までを一括して審査し、その他の会計については、各会計ごとに歳入歳出を一括して審査する方法にいたしたいと思えます。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長(伊藤隆雄君) 御異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

それでは、議案第21号 土別市職員の特殊勤務手当支給に関する条例の一部を改正する条例についてを審査願います。

御質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

委員長(伊藤隆雄君) お諮りいたします。本案については、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長(伊藤隆雄君) 御異議なしと認めます。

よって、議案第21号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議案第22号 土別市手数料徴収条例の一部を改正する条例についてを審査願います。

御質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

委員長(伊藤隆雄君) お諮りいたします。本案については、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長(伊藤隆雄君) 御異議なしと認めます。

よって、議案第22号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議案第23号 土別市基金条例の一部を改正する条例についてを審査願います。

御質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

委員長（伊藤隆雄君） お諮りいたします。本案については、原案のとおり決することに御異議
ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

委員長（伊藤隆雄君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第23号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議案第24号 土別市保育所条例の一部を改正する条例についてを審査願います。

御質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

委員長（伊藤隆雄君） お諮りいたします。本案については、原案のとおり決することに御異議
ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

委員長（伊藤隆雄君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第24号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議案第25号 土別市子育て支援センター条例の一部を改正する条例についてを審査願
います。

御質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

委員長（伊藤隆雄君） お諮りいたします。本案については、原案のとおり決することに御異議
ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

委員長（伊藤隆雄君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第25号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議案第26号 土別市介護保険総合条例の一部を改正する条例についてを審査願います。

御質疑ございませんか。小池委員。

委員（小池浩美君） 一般質問でもお聞きいたしましたけれども、第5期の介護保険料の条例は
決めるという条例ですけれども、それで一般質問のときに私は、一般会計からこの介護の特別
会計のほうへ繰り入れて、何とか低所得者の方々の保険料を抑えることができないかという質
問をいたしました。そして、その質問の中で、国の指導があるんだという御答弁もいただきま
したが、それでもそういうことをしている自治体があるのではないかというふうにお聞きいた
しまして、それで副市長のほうでちょっと調べてみますというふうなお答えもありましたので、
その結果のことをお聞きしたいと思います。

委員長（伊藤隆雄君） 織田保健福祉部長。

保健福祉部長（織田 勝君） ただいまの介護保険料の独自軽減策なんかを講じて、そこに対し
ての一般財源を繰り入れるということにつきまして、そういった取り組みをしている自治体が
どれくらいあるかといったことは、道を通じまして国のほうに聞き取りを行ったところであり

ます。それで、平成22年度の状況なのでありますけれども、全体的にこうした独自軽減策を講じているところは549自治体、国内にありまして、そのうち一般財源を繰り入れているという自治体は約10%弱、50自治体ほどが一般財源を繰り入れて対応しているという状況であります。委員長（伊藤隆雄君） 小池委員。

委員（小池浩美君） わずかですけれども、この繰り入れている自治体は、そういうことを実施して、何らかの国からのペナルティーとか、そういう具体的な何かは受けているんでしょうか。委員長（伊藤隆雄君） 織田部長。

保健福祉部長（織田 勝君） そうしたことによりますペナルティーということでありまして、このことにつきましては、この間の一般質問でも答弁をさせていただいたのでありますけれども、この介護保険制度の理念として、かかる財源につきましては、国民の共同連帯でこの制度を運営していくという、そういった根幹のものがあります。

そのようなことから、この介護保険給付費、この全体の半分は国、都道府県、市町村、市町村はまたこの12.5%を負担するわけでありまして、半分以上を公費負担で賄う。更に、あとの半分につきましては、40歳以上の国民の方、そして65歳以上の高齢者の方で残りの5割、高齢者の方につきましては、この5割のうち5期からは21%といったような負担をして運営をするものであります。ですから、軽減策を行うということにつきましては、あくまでもこの軽減策の財源というのは、この介護保険料の中で賄うものですよといったものがあるわけでありまして、

ですから、ここに市の一般財源を繰り入れしていくということは、ただいま申し上げましたようなこの介護保険制度を持続して運営していく上において、更に市民の負担としても、先ほど申し上げましたように12.5%負担をしているわけでありまして、ここをやはり守っていく観点から、国においては一般財源を繰り入れていくということは適切でないということでありまして、

したがって、あくまでもこの軽減策を行うことにおいては、高齢者の方の負担料金を設定する際に何段階にも設定をしていくと、そういうことで軽減策をやはり講じなければならない、本市もそんなことで8段階に設定をして、低い倍率で低所得者の保険料を設定しているということでありまして、

そこで、そのペナルティーということでありまして、そのことによって補助金が減額になるとか、そういったことはないということでありまして、ただ、こういった原則を守っていかなければならないということで、守らない自治体に対しては、総務省からは厚生労働省のほうにまず勧告が行きまして、厚生労働省から都道府県に指導が入る、都道府県から守らなかった自治体に指導監査という形で指導が入るということでありまして、

ただ、今財源のことにつきましても、これは確定しているというものではありませんけれども、道のほうの話の中では、国の25%のうちの5%は調整交付金ということで、保険料が大変上がってきているということで、それを減らすために25%と、土別市あたりは非常に後期高齢

者の方も多いということで、介護給付費が増えておりますので、その25%は28%ほど国から交付になっております。したがって、高齢者の方は、先ほど21%と申しましたけれども、実質は全体の給付費の18%ほどの負担になっておるんです。

こういったことを守らない自治体が今後余りにも増えていくというようなことになったら、この調整交付金の見直しについても考えていかなければならない、これは決して確定ということではありませんけれども、道のほうからはそのような連絡も確認をしたところであります。以上です。

委員長（伊藤隆雄君） ほかに御質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

委員長（伊藤隆雄君） お諮りいたします。本案については、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

委員長（伊藤隆雄君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第26号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議案第27号 土別市農畜産物加工体験交流工房条例の一部を改正する条例についてを審査願います。

御質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

委員長（伊藤隆雄君） お諮りいたします。本案については、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

委員長（伊藤隆雄君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第27号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議案第28号 土別市総合福祉センターの指定管理者の指定についてを審査願います。

御質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

委員長（伊藤隆雄君） お諮りいたします。本案については、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

委員長（伊藤隆雄君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第28号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議案第29号 土別市多世代スポーツ交流館の指定管理者の指定についてを審査願います。

御質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

委員長（伊藤隆雄君） お諮りいたします。本案については、原案のとおり決することに御異議
ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

委員長（伊藤隆雄君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第29号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議案第30号 土別市日向森林公園の指定管理者の指定についてを審査願います。

御質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

委員長（伊藤隆雄君） お諮りいたします。本案については、原案のとおり決することに御異議
ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

委員長（伊藤隆雄君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第30号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議案第31号 土別市営牧野大和牧場の指定管理者の指定についてを審査願います。

御質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

委員長（伊藤隆雄君） お諮りいたします。本案については、原案のとおり決することに御異議
ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

委員長（伊藤隆雄君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第31号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議案第32号 土別市羊と雲の丘観光施設の指定管理者の指定についてを審査願います。

御質疑ございませんか。斉藤委員。

委員（斉藤 昇君） サフォークめん羊の関係の資料も出していただきましたので、何点か伺っ
ておきたいと思いますけれども、一つは決算状況です。

平成21年度で見ますと、ここでは14万2,000円ほどの赤字になったけれども、しかし平成22
年度は275万7,000円の赤字と、あるいは平成23年度の見込みでは140万円の赤字の見込みとい
うふうに資料ではなっておりますけれども、これらは全部指定管理者の責任で一切市のほうで
は措置をしないで、これは指定管理者の赤字のままで通していくというふうに考えておられる
のかということと、こういうふうになっていきますと、24年度以降、これらのいわば運営、こ
れらの赤字のままいくのかどうか、どのようにペイするのか、あるいは黒字に若干転換するの
か、そういう方策については、指定管理者とどんなお話し合いをされているのか、この際承っ
ておきたいと思います。

委員長（伊藤隆雄君） 佐々木経済部次長。

経済部次長（佐々木 勲君） お渡ししました資料の関係でございます。資料につきましては、

羊と雲の丘の観光施設のそれぞれの世界のめん羊館の部分、それに基づく指定管理者で運営している部分、それと羊舎や装置等を活用してサフォーク羊を飼養している、そのような一括で決算されてございます。

その中で収入と支出でいきますと、平成21年度につきましては全体では14万2,000円の減と、その中で指定管理の部分におきましては、世界のめん羊館の管理費用が1,814万6,000円、それに対しまして、支出として人件費等管理経費で1,800万円ということで、指定管理の世界のめん羊館の管理をしていただいているということでございます。

それとあわせまして、羊舎及び草地等を使いながら、羊のサフォークをそれぞれ羊と雲の丘観光株式会社でもって飼育をするということで、独自にサフォークを活用して実施しているということでございます。それが羊の販売代金及び委託料、それとか市の補助金等々を充てまして、かつ飼養管理の補助金を充てまして1,448万円の収入。それに対しまして、羊の購入とか人件費等々踏まえまして、管理費を加えまして1,462万2,000円ということで、平成21年度におきましては、羊の部分におきましては14万2,000円減というふうになったところであります。

これは平成21年度ということですがけれども、平成22年度におきましては、その後、平成21年度に羊舎の新築等もございました。その関係もありまして、増頭計画をしようということで、それに伴います自給飼料確保のための機械の購入に係る経費の増に伴うものの関係もありまして、全体的には275万7,000円の減となりました。これはそれに必要な飼料を確保するためのトラクターとか作業機をこの年度に特に必要だということで、その経費が増となったということで、その部分が259万6,000円ありました関係から、全体的には275万7,000円の羊の部分ではマイナスになったということでございます。

このように増頭計画で、例えば市外のほうに向けまして十分販売していけるなという見込みも立てながら増頭計画を立てたところですがけれども、平成23年度におきましては、一部、昨日も申し上げましたけれども、価格の2,300円から1,900円、更に1,600円という減少に至ったということもありまして、それと作業機械の減価償却もあった関係で、トータル的には140万1,000円の減となったところであります。

これにつきましては、指定管理の部分の世界のめん羊館の分の指定の部分につきましては、当然適切な指定管理料を支払いながら、かつ羊と雲の丘観光株式会社が第三セクターとして適切に収支がプラスになるよう、市のほうとしてもそれぞれ指導をしながら実施しているところであります。

また、羊と雲の丘観光株式会社につきましては、このほかにサイクリングターミナル、それと体験学習施設ということで、それらも一括、羊と雲の丘観光株式会社が管理運営を行っております。体験学習施設におきましても、その上にレストラン等々も置きながら、独自の採算性を持ちながら運営しているということでございます。

このようなことで、全体の体験学習施設、世界のめん羊館、サイクリングターミナル、それらを一括で第三セクターとして管理をしていただいているという状況でございます。

これらにつきましては、指定管理者の決算報告でもありますけれども、適切にマイナスにならないよう市としても指導しながら、かつ運営会議等々も毎月もしくは定期的に行いながら指導しているという状況でございます。

あと、平成24年度以降のサフォークの部分がちゃんとペイしていくかということでございます。平成24年度以降におきましては、例えば、羊の関係する機械の管理経費に係る減価償却費や何かも減らすことができますし、昨日も申し述べたけれども、販売のためにサッポロビール園のほうに販売を促進するなど、市といたしましても、羊と雲の丘と一体となって、収支がプラスになるよう努めていきたいと思っています。

そのほかにも、羊と雲の丘の中では、世界のめん羊館の中でのシーブドッグのショーとか、イベント等もそれぞれ企画しながら、来客者増加に向けてプラスになるよう指導してまいりたいというふうに思っております。これにつきましては、指定管理者と十分協議をして対応してまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。

委員長（伊藤隆雄君） 斉藤委員。

委員（斉藤 昇君） そうすると、指定管理者とはそれは協議をするのは当然でしょうけれども、赤字の出ないようにと言うけれども、現にこうやって赤字が出ているわけです。それは指定管理料は結局は、全体で言えば、世界のめん羊館なんかも含めて黒字だから、この部分はもう140万円のやつは全体を見れば、ここだけ見ると赤字だけれども、指定管理者に委託している全体は黒字になるんだと、こういうことだと思っただけけれども、そうすると、このめん羊館の出された140万円以外のところの運営、めん羊館以外のところの運営については、独立採算で考えると、どの程度の黒字になっているんでしょう。

委員長（伊藤隆雄君） 佐々木次長。

経済部次長（佐々木 勲君） 平成23年度の見込みで申し上げますと、体験学習施設のほうにつきましては、収入が6,723万8,000円に対しまして、支出が6,700万5,000円ということで、23万3,000円の増というふうに見込んでおります。世界のめん羊館のほうにつきましては、先ほど申し上げました140万1,000円の減ということに見込んでおります。あと、サイクリングターミナルにつきましては、収入が3,890万8,000円に対しまして、支出のほうも3,890万8,000円ということで、収支につきましてはプラスマイナスゼロということで見込んでおります。

それで、全体的には収支の実績の平成23年度の見込みといたしましては、羊と雲の丘観光株式会社の方でいきますと、収入が1億3,858万5,000円に対しまして、支出が1億3,975万3,000円ということで、全体的には116万8,000円の赤字というようなことを見込んでいるところでございます。

以上でございます。

委員長（伊藤隆雄君） 斉藤委員。

委員（斉藤 昇君） そうすると、全体で言えば116万円ぐらいの赤字だとかうおっしゃるんだ

けれども、これらは指定管理者の今後平成24年以降、大体こういう赤字は来年に繰り越すわけですね。そうしますと、だんだんと赤字が膨らんでいくのではないかと思うけれども、平成24年度のいわば運営方法、運営方針といいますか、これらの赤字もなくして、いわばペイするのか黒字に転じる、そういう努力は市も一緒になってやっていけば大丈夫だと、こういうふう

に判断してよろしいんですか。

委員長（伊藤隆雄君） 林経済部長。

経済部長（林 浩二君） お答えいたします。

今、羊と雲の丘のほうに指定管理料ということで、先ほどお答えしたいわゆるレストラン部門と今お話のありました世界のめん羊館、更にはサイクリングターミナルの3つの施設をあわせて業務を行っていただいております。

今、平成23年度の見込みでいきますと、この3つを合わせまして116万8,000円程度の赤字が見込まれるということで、平成23年度業務終了段階で当然出資団体の報告の中で決算が明らかになります。今までの状況からいたしますと、累積が相当ございまして、何とかこの解消に努めなければならないということで、私どもも会社のほうと話し合いをさせていただいております。特に、3カ月後ぐらいをめどに、経営企画会議ということで、社長を含めて話をさせていただいております。

特に昨年と今年の部分からすると、やはりレストラン部門の入り込みが減少したということで、その影響を大きく受けたと、それで、そのままほうっておくわけにはいかないもので、レストランのほうでもさまざまな企画を設けていただいて、何とか集客対策を図っていただくように努力はしていただいております。ただ、いかんせんなかなか現状が回復しないという一面もございまして。

ただ、斉藤 昇委員からお話のありましたこのままほうっておきますと、会社の累積欠損金があるまま膨らんでしまうということもございまして。これについては、平成24年度の早い段階で何らかの抜本的な見直しもひとつ検討しないと、毎年のようにこれが出てしまうというのがありますので、会社とともに、こういった対策について鋭意検討してまいりたいと思っております。

以上でございます。

委員長（伊藤隆雄君） ほかに御質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

委員長（伊藤隆雄君） お諮りいたします。本案については、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

委員長（伊藤隆雄君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第32号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議案第33号 土別市サイクリングターミナルの指定管理者の指定についてを審査願

ます。

御質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

委員長(伊藤隆雄君) お諮りいたします。本案については、原案のとおり決することに御異議
ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長(伊藤隆雄君) 御異議なしと認めます。

よって、議案第33号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議案第34号 土別市勤労者センターの指定管理者の指定についてを審査願います。

御質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

委員長(伊藤隆雄君) お諮りいたします。本案については、原案のとおり決することに御異議
ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長(伊藤隆雄君) 御異議なしと認めます。

よって、議案第34号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議案第35号 土別市スポーツ合宿センターの指定管理者の指定についてを審査願いま
す。

御質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

委員長(伊藤隆雄君) お諮りいたします。本案については、原案のとおり決することに御異議
ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長(伊藤隆雄君) 御異議なしと認めます。

よって、議案第35号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議案第36号 土別市中心市街地交流施設の指定管理者の指定についてを審査願います。

御質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

委員長(伊藤隆雄君) お諮りいたします。本案については、原案のとおり決することに御異議
ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長(伊藤隆雄君) 御異議なしと認めます。

よって、議案第36号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議案第37号 土別市農畜産物加工体験交流工房の指定管理者の指定についてを審査願
います。

御質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

委員長(伊藤隆雄君) お諮りいたします。本案については、原案のとおり決することに御異議
ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長(伊藤隆雄君) 御異議なしと認めます。

よって、議案第37号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議案第38号 土別市めん羊工芸館の指定管理者の指定についてを審査願います。

御質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

委員長(伊藤隆雄君) お諮りいたします。本案については、原案のとおり決することに御異議
ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長(伊藤隆雄君) 御異議なしと認めます。

よって、議案第38号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議案第9号 平成24年度土別市一般会計予算の審査に入ります。

第1条歳入歳出予算について審査願います。

初めに、歳出から審査をいたします。

第1款議会費について御質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

委員長(伊藤隆雄君) 御質疑がないようですので、次に移ります。

第2款総務費について御質疑ございませんか。渡辺委員。

委員(渡辺英次君) 総務費の中の情報管理システムについてお伺いいたします。

先日の新聞報道で、土別市のコンピューターに関しまして、USBメモリー、外部にデータ
を移動する装置なんですけれども、これの使用が禁止されるという記事が載っておりました。

まず、これはどういった内容のものなのか、御説明をお願いします。

委員長(伊藤隆雄君) 青木総務課主幹。

総務課主幹(青木伸裕君) お答えいたします。

今回、USBメモリーの使用の制限をするということにつきましてでございます。パソコン
のUSBを用いてコンピューターに接続して、データの読み書きを行う補助記憶装置いわゆる
USBメモリーにつきまして、大容量のデータの保存ができますことや、コンパクトで持ち運
びが容易である、そしてまた、価格も非常に安くなってきたということから、これらを利用す
る職員及び市民の方も非常に増えてきております。

今回の使用を制限することについてであります。主に、このUSBメモリーに保存されて
おります情報の流出の部分を防止するため、またウイルス感染の予防といった情報セキュリテ

ィ対策を講じるため、このUSBメモリーですとか、ポータブルハードディスクドライブですとかの使用を制限することとしたところであります。

その代替え措置としましては、ウイルス対策機能を掲載しているセキュリティのあるUSBメモリーを必要部署に配置しまして、このUSBを使用することでウイルス対策機能を強化いたしましたり、また保存されたデータが暗号化されるといったことで、仮に情報が入っているものを落としたりした場合でも、一応だれでものぞくことはできなくなるといったことで、今回導入することと考えたところでございます。

以上です。

委員長（伊藤隆雄君） 渡辺委員。

委員（渡辺英次君） とりあえず情報の流出の部分とウイルス感染の部分が主な理由だということで、当然情報流出に関しては、各自治体、大変今気を使っているところでもあるし、現実的に流れてしまったという自治体もありますので、各部署にセキュリティ付きのUSB、これを置くというのはいいのかなと思うんですけども、ちょっと1点、私危惧するのは、今、情報というかデータを庁内で持ち運ぶ場合もあると思うんですけども、例えば、市と関連している民間の企業さんとかとも情報のやりとりというのが今あると思うんです。今、大体、書面をもってというものもあれば、あとデータでお渡しするものもあると思うんですけども、そういった場合、民間側から市に対してデータを持ってくるときに、ちょっとやりづらいのかなと、そんな感じをちょっと持っていると思うんですけども、その辺、何か対応というかは考えているのでしょうか。

委員長（伊藤隆雄君） 青木主幹。

総務課主幹（青木伸裕君） お答えいたします。

委員おっしゃるとおり、USBメモリー非常に使い勝手がよいということもあります。そこで、基本的な考えでございますが、この関係機関等に対するデータのやりとりについては、基本的には今までもUSBメモリーとあわせて行っていましたCDやDVDにより対応することと、また、小容量のデータであれば、電子メールでのやりとりということをお願いしたく思っております。

しかしながら、従前どおりUSBで庁舎に既に来てしまった方などがいらっしゃるかと思えます。そういったことにつきましては、サービスの低下といった部分にもつながるかと思えますので、ネットワークに接続させないパソコンを1台用意することで、そのパソコンを使用して、仮にウイルスとかが入っていたとしても、必要最低限でその被害をとめるといった部分でネットワークに接続させないパソコンを1台用意しまして、それに一度データを入れていただくと、抜き出す際は、先ほど申し上げましたセキュリティの機能のあるUSBでそのデータを移動させまして、仮にウイルスが入っていたとしても、そこで防げるといったことで、従前どおりのUSBメモリーでの提出も柔軟に考えていこうという考えではございます。

以上です。

委員長（伊藤隆雄君） 渡辺委員。

委員（渡辺英次君） 実際問題USBであっても、例えばCDであったり、メールも当然そうだと思うんですけども、ウイルスという部分ではどれも可能性があるのかと、そういう感じがします。そういった部分も含めまして、庁内のコンピューターの委託料として、いろいろシステム保守されている業者さんがいると思うんですけども、市の担当の方とその業者さんと、しっかりとちょっと連絡をとりながら、常にそういうものをどんどんイタチごっこで出てくると思うので、その辺お願いしたいということと、あともう1点別件で、入札工事にかかわる閲覧室がありまして、当初は例えば入札工事の資料等に関して、書面をもって各業者がコピーをすると、そういう状態だったんです。それをたしか去年ぐらいから、閲覧室のパソコンを1台置きまして、データで提供するようにされたと思うんですが、それに関して今後どういうふうになるんでしょうか。変わらないで使えるんでしょうか。

委員長（伊藤隆雄君） 中館財政課主幹。

財政課主幹（中館圭司君） 入札に当たりましての入札書と積算内訳書、これについては入札参加者にすべて提出をお願いしているところでありまして、この積算内訳書につきましては、入札価格を適正に積算したことを示す資料ということで、細かく規格ですとか数量が載ってございます。このデータについては、従前書面で提供していただいてコピーをしていただいたという経過がございますが、昨年、渡辺委員の御提言も受けまして、こういったものをデータで提供できないかということで、昨年10月から閲覧室に単独のコンピューター、これはインターネットに接続していないものですけれども設置をいたしまして、そこにこの積算内訳書のデータを入力していると、このデータについては、基本的にCD等で書き込んで持っていただくとというような形をとっておりまして、このCD等に格納できない場合は、先ほども申し上げましたようなセキュリティ機能を持ったUSBを私どもで用意してありますので、そういった貸し出しもしておりまして、こういった対応については、今後についても引き続き行っていきたいというふうに考えております。

以上です。

委員長（伊藤隆雄君） そのほか総務費について御質疑ございませんか。菅原委員。

委員（菅原清一郎君） 企業誘致対策事業について御質問をさせていただきます。

この事業は新規事業でありまして、トヨタ自動車との協力のもと、トヨタ保有の往年の名車を展示するんだという新しい企画内容でありまして、車好きな皆さんには非常に楽しい事業ではないかということで喜んでいただいております。

内容について、この機会にちょっとお聞かせいただきたいんですが、新規事業の提案はトヨタ側からこういう事業が提案されたのか、そしてまた、事業の内容はどのような展示方法をしてどういう時期にどのような形でやられるか、この機会に詳細がわかれば、わかっている範囲内で結構ですので、お聞かせいただきたいと思っております。

委員長（伊藤隆雄君） 大崎企画振興室長。

企画振興室長（大崎良夫君） ただいま御質問ありました誘致企業連携事業についてであります。

この事業につきましては、毎年トヨタ自動車の役員の方、それと市長のほか行政職員との情報交換におきまして、行政のほうから市政に関することと、地域振興、企業さんのほうからは各企業の情勢、経済状況などの情報交換を行っております。そういった中で、互いの連携のもと、特に本市が進めておりますまちづくりの柱の一つであります自動車研究のまちという取り組みの中で、こういった市民の理解を更に深めていただく取り組みができないのかという協議の中で、双方の発案によりまして、このプランの骨子がまとまったものであります。

事業内容につきましては、まだ日程、場所、内容等については今後トヨタさんと随時協議を進めていくことでありますけれども、概要的には、例えばテストコースの活用ですとか、トヨタ博物館が所蔵する歴代の名車、これらの名車を市民に広く展示することによって、こういった機会を市民に広く深めていこうということで企画を考えているところであります。

以上です。

委員長（伊藤隆雄君） 菅原委員。

委員（菅原清一郎君） せっかくの機会であるし、なかなか我々が目に触れることのないことだと思うんですが、こういうトヨタ車の展示というのは、こういう自治体単位で全国的には過去にやられた例があるんでしょうか。

委員長（伊藤隆雄君） 中峰課長。

企画振興室企画課長（中峰寿彰君） お答えいたします。

トヨタさんのほうでトヨタ博物館という施設を有しております、ここではトヨタ自動車が製造してきたもの以外の車両も含めてあるわけですが、主にトヨタ車を中心に、イベントとしてそれぞれの地域、例えばサーキットコースがあるような場所やなんかについては、デモンストラクションによる走行ですとか、そういったことを披露するようなことは何力所かではそういった事業がこれまでも組まれているということをお聞きしています。

以上です。

委員長（伊藤隆雄君） 菅原委員。

委員（菅原清一郎君） 予算が120万円ということで、1台の車を移動するにしても相当の経費がかかってくるんだろうと思いますが、ぜひ楽しみにしたいと思います。

ただ、私どものこの本市には、そのほかにヤマハとかタイヤのメーカーもたくさんいらっしゃるという、こういうきわめてまれな地域だとは思っております、今後こういうふうなことが可能であるならば、そういう今入ってきている事業所さんなんかに会社等々にもお願いして、そういう我々の目にまた触れ合うような、非常に秘密性が高いそれぞれの試験場というようなことから、なかなか目に触れ合うことがないということでありますので、機会があればまたそちらのほうも考えていただけないかと思うんですが、いかがでしょうか。

委員長（伊藤隆雄君） 鈴木総務部長。

総務部長（鈴木久典君） 今の菅原委員のほうから、土別市に来ている自動車関連の企業等とそ

ういった事業ということでのお話でありますけれども、うちのほうでは、先ほど室長のほうからお話し申し上げましたとおり、誘致企業に対する市民の理解も持ってもらいたいというような意味も込めて、平成22年のときには広報しべつでそれぞれ進出している企業の御紹介なんかもさせていただいています。

また、最近では、去年は日甜との共同でビートまつりが行われていますし、2月にはブリヂストンのコースでコース試乗等を含めて市民見学会なんかも開いてきていますので、そういった流れの中で、今回のこのトヨタの協力による事業ということに至っているものでありますので、更に今後各進出している企業さんとはいろいろな情報交換をしながら、市民の方にも広く知ってもらえるような取り組みというのを進めていきたいというふうに考えています。

以上です。

委員長（伊藤隆雄君） そのほか総務費について御質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

委員長（伊藤隆雄君） 御質疑がないようですので、次に移ります。

第3款民生費について御質疑ございませんか。国忠委員。

委員（国忠崇史君） 一時保育事業について何点かお伺いしたいと思います。

今、子供の絶対数が減っているわけですが、その中でこの一時保育今度4月から今までの10人から20人へと一挙に倍増するわけです。一時保育を北星保育園の中で始めたときは、定員が5人だったわけですが、それが10人、20人と増えていくと、一時保育が非常にある意味にぎわっていると、これはやはり最初の5人で始めて以降の経緯と、それから定員を今まで5人から10人へと増やしてきて、その10人も弾力的に対応していると聞きますけれども、そこら辺の経緯と増やしてきた要因について、まずお伺いしたいと思います。

委員長（伊藤隆雄君） 池田こども・子育て応援室長。

こども・子育て応援室長（池田文紀君） お答えをいたします。

一時保育でございますけれども、一時保育につきましては、平成14年に北星保育園が開園したときから実施をしております、当初定員5人ということで、平成14年の年間利用人数については713人ございましたけれども、年々増加をたどりまして、平成19年度以降については2,000人を超える利用となっております。平成22年度は若干減少いたしましたけれども、本年度も約2,100人程度の利用が見込まれる状況にあります。

このように利用人数が増加してきた背景でございますけれども、やはり保護者の方々の短期パートだとかということで、そういう仕事をされる方が多くなってきているということでの御利用が多いということで、こういう方々が平成23年度でいいますと、約44%を占めます。利用人数で申し上げますと、当初の約2倍に増加しております。そういう面では、なかなか経済状況が好転をしないということで、お母さん方が働いている機会が多いということだと思います。それから、保護者のリフレッシュなどの私的利用でございますが、これが約44%を占めます。利用人数で申し上げますと、当初から4.5倍に増えております。そのほか保護者の疾病であり

ますとか、緊急時の利用についても、割合は少ないのではございますが、人数的には当初の約2倍ということで増加をしてきております。したがって、一時保育については広く市民に定着をしてきているというふうに考えております。

このように利用者が年々増加をしてきておりますので、近年では最大でいいますと、12、3組の保育を行うというようなこともございますが、施設が狭いものですから、これを超える申し込みがあった場合については、お断りをせざるを得ない状況がございました。こうしたことから、平成21年度に設置をいたしました保育所再編にかかわる保育サービス検討委員会の協議の中で、保護者の方々からオーバーの定員増加ということの強い要望が出されまして、そういったことから新保育園の一時保育室については、定員を従来の10名から20名に増員をするということにいたしましたという経過でございます。

以上でございます。

委員長（伊藤隆雄君） 国忠委員。

委員（国忠崇史君） 非常に一時保育がいわゆる倍々ゲームで利用者も増えて、定員も増えているということなんですけれども、子供が20人になるとそれだけで一種一つの保育園というか、今、農村部の保育園だとか20人弱で運営していたりもしますけれども、それをあいの実保育園の2階で今度行っていくと、土別市では幼稚園を除いて、保育園でその2階で保育するというのは初めてかと思うんですけれども、そうすると、2階のスペースの問題が一つと、それから、一時保育を受けている子がお散歩だとか外遊びに行くときに、階段だとか使っていくかと思うんですけれども、そういった外遊びへの行き帰りだとか、そういった面も含めて、私としてはちょっと心配になるところもあるんですけれども、その辺のケアはどうなっていますでしょうか。

委員長（伊藤隆雄君） 池田室長。

こども・子育て応援室長（池田文紀君） お答えをいたします。

あいの実保育園の一時保育のスペースでございますが、これは保育室が2部屋区切れるように用意をしております、これが65平方メートルございます。現在の北星保育園の約2倍のスペースを確保しております。隣接して多目的ホール、これは約86平方メートルありますが、そういうところも利用ができるような設計になっておりますので、スペース的には一定の確保がされているものというふうに考えております。

それから、外遊びについて御質問がございましたけれども、2階で保育をするということは、都会なんかでは結構ある事例なんですけれども、私どもいろいろ検討いたしましたけれども、やはりあそこの保育園で運動会なんかをやりたいんだというお母さん方の強い要望もございましたので、どうしても遊戯場を広くとるという意味で2階ということになりました。

したがって、外遊びも当然しなければいけませんので、実は2階には、大体100平方メートルを超えと思いますが、ルーフテラスを用意しております。屋上ですので、そこで夏の間なんかはビニールプールを出して水遊びなんかもできるようなことになっております。当然

外遊びもいたしますので、これは階段、あした議員の皆さんに見ていただきますが、階段もフラットになるべくしておりますし、実はエレベーターも設置をしております。階段については室内に階段がありまして、それから非常用の階段が外についております。これらを利用して外遊びの場合は行くというような形になっております。十分注意をしながら運用してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

委員長（伊藤隆雄君） 国忠委員。

委員（国忠崇史君） あしたの視察を楽しみにしていますけれども、一時保育の料金についてちょっとお話しさせてください。

料金、土別の一時保育の場合は、1歳、2歳児が保育料1日で1,000円、食事をとった場合は200円追加すると、3歳から5歳、就学前の子は1日で800円、食事が200円というふうに非常に安い料金で喜ばれていると思うんですけども、最初に室長のほうからおっしゃったリフレッシュ利用です。特にお母さんたちの学校、育児疲れとか、いろいろリフレッシュ目的で預けたい場合は、私の以前の考えでは、ちょっと高めに料金を取ってもいいのではないかと言ったこともあるんですけども、これからも一律料金でいくのかどうかということをお聞きしたいと思います。

委員長（伊藤隆雄君） 池田室長。

こども・子育て応援室長（池田文紀君） お答えをいたします。

委員お話のように、道内の自治体を見ますと、自治体によっては、例えば一時保育の私的利用を認めないところもあります。ただ、近年はほとんど認めるようになってきております。利用料金については、やはり私的利用について高く設定をしている場合もございます。ただ、本市としては、定額かつ一律ということで設定をしております。

これはどうしてかということでございますけれども、他の市町村の差をつけるという理由については、緊急性がなくて私的なんだから高くいいんでないかというような考え方だと思いますけれども、近年子育て環境でいろいろ言われておりますのは、やはり地域の中で非常に人間関係が希薄化しております。そういう中で、子育て中の特に専業主婦の方が家庭の中でどうしても孤立をしてしまう。そうすると、母親の育児疲れであるとか、ストレスということが大きな問題になってきて、そこが一つの課題になっております。場合によっては、やはり最悪の場合、その育児放棄でありますとか、虐待ということにもつながりかねないわけでありまして。これについてどう対応するのかというのがこれは全国的な課題でもあります。

そういう意味では、一時保育の私的利用については、こういった問題を解決する大変有効な手段であるというふうに考えておまして、お母さん方が気持ちをリフレッシュをして、愛情を持って子供を育てていくということが大変重要だというふうに思っております。したがって、そういうことから、一時保育の私的利用については、市の子育て支援の重要な制度であるというふうに考えておりますので、今後も財政事情もありますけれども、基本的には同じよ

うな考え方でいきたいというふうに考えております。

以上でございます。

委員長（伊藤隆雄君） 国忠委員。

委員（国忠崇史君） 今の説明で本当によく私としてはわかりました。やはり緊急にお母さんが子供とちょっと離れてリフレッシュしないと、もう私は今子供と2人っきりでカプセルの中にいたら、たたいてしまいそうだとお母さんが実際におられますので、だから、私もリフレッシュ目的は高く取れとか、日にちをずらしてもらうというのはちょっと現実的でないかと実は最近思ったこともあります。

次に、緊急性といいますが、一応一時保育の申し込みはおおむね5日前ぐらいまでにはお願いしたいということだと思いますが、最近よくある事例なんですけれども、市内にちょっと大きなチェーン店ができると、名前を挙げると、しまむらとかサッポロドラッグストアみたいな量販店とか、チェーン店が市内に開店することになると、パートタイマーさん結構まとまった数雇うんです。それで、そうすると応募する方は大抵お子さんのいるお母さんということになります。そういった量販店の面接で、例えば応募したら電話がかかってきて、あさっての何時に来てくださいというふうに言われたりすると。ですから、本当は2、3日前ぐらいまでに一時保育申し込めるということであると一番いいかと思うんですけれども、最近のやはりそういう量販店の面接のときに、どっと一時保育需要が増えるということもあったので、できればハローワークなんかとも連携して、そういった動向をつかんで、緊急な一時保育需要に対応していけないかとちょっと思っているんですけれども、コメントいただきたいと思います。

委員長（伊藤隆雄君） 池田室長。

こども・子育て応援室長（池田文紀君） お答えをいたします。

緊急の場合の一時保育の取り扱いでございます。一時保育につきましては、人数がどうしても変動をいたします。したがって、利用者に応じて、利用する子供の数に応じて職員配置を毎日変えているわけです。これも責任者がローテーションを組んでおります。したがって、できるだけ事前にお申し込みをいただくということで、まず登録をしていただいて、そして前もって連絡をいただくというのが原則でございます。

ただ、例えば今、面接の話も出ましたけれども、あるいはお母さんの病気であるとか、病院に行かなければいけないだとか、いろいろな緊急事態も当然起こり得ます。したがって、現場では、緊急の場合については、随時対応を既にしております。したがって、連絡をいただければ、若干の余裕を持った配置はしておりますので、一遍に5人も6人も来られるとちょっと厳しいんですが、緊急に来られる方というのはそんなにたくさんの数は普通は来られませんので、対応しております。ですから、できれば、わかった範囲で前日でも結構なんですけど、2、3日前でもわかった段階で連絡をいただければ対応できるような体制をとっております。

以上でございます。

委員長（伊藤隆雄君） 国忠委員。

委員（国忠崇史君） 一時保育について最後にしたいんですが、あいの実保育園2階で一時保育を20人定員でやると、私は今まで一時保育児が増えてきた経緯を見ると、この20人も近いうちにいっぱいになるのではないかとちょっと思ってしまいます。やはり利用しやすいのはすごくいいことなんですけれども、定員がだんだん埋まってきて、更にこの20人定員ももし上回ったら、それ以上はもう市で負える範囲ではないと思うので、できればきのう総括質問でも言いましたけれども、幼稚園さんなんかにも事前に、今からそういう幼稚園の力もかりることがあるというふうに言っておくというのも一つの手ではないかと思うんですけれども、いかがでしょうか。

委員長（伊藤隆雄君） 池田室長。

こども・子育て応援室長（池田文紀君） お答えをいたします。

一時保育でございますが、子ども園の構想もございますけれども、将来的にはそういうことも想定はされますが、現状で申し上げますと、一定対応はできるというふうに考えております。

一時保育につきましては、現在一番マックスのときは、先ほど申し上げましたお断りするような場合もあるんですが、12、3組ということなんですが、平均でいたしますと大体9人程度になります。どうしても波がございますので、マックスが大きくなる。多分施設も充実をいたしますので、増えるということは予測をしておりますけれども、平均値から考えまして、20人を超える保育を実施するということが年間そう多くはないというふうに考えております。基本的には、職員の配置も既にしておりますので対応はできるだろうと、施設の的にも先ほど申し上げましたけれども、多目的ホールも一緒に場合によっては使うということを想定して設計をしております。余裕を持った設計をしておりますので、今の施設は部屋がもうないものですから、人を配置しても場所がないので、保育できないのでお断りしていますが、新しい施設は、施設的には一定の余裕を持たせておりますので、職員を配置すれば対応できるということですので、当面は20人を超えるということはそうないということで、そのところは今対応できる体制ができておりますので、当面については対応できるだろうと思っておりますので、万が一そういう事態になればいろいろ協力を得ながら、あるいは市の対応も考えながら対応に努めてまいりたいと思っております。

以上でございます。

委員長（伊藤隆雄君） そのほか民生費について御質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

委員長（伊藤隆雄君） 御質疑がないようですので、次に移ります。

第4款衛生費について御質疑ございませんか。菅原委員。

委員（菅原清一郎君） 衛生費の中の公害対策費について、新規事業でありますので、この機会に若干質問させていただきます。

これ自動車の騒音対策事業を市が取り組むんだということがありますが、予算書の説明書のほうで見ると、道からの権限移譲を受けての新規事業だということで、194万9,000円というこ

とになってございます。この事業の内容等々について、そしてまた、これを定期的に今後もずっと市がこれから今後やらなければいけないものなのかも、事業内容についても詳しくちょっとお聞かせください。

委員長（伊藤隆雄君） 千葉環境生活課主幹。

環境生活課主幹（千葉靖紀君） お答えいたします。

自動車騒音の常時監視業務につきましては、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律とちょっと長いんですけども、この法律によりまして、都道府県知事が行っていた監視業務が市に権限移譲、法定受託事務とされたところでございます。

それで、この事務内容でございますけれども、この監視測定につきまして、毎年3点の実施が必要とされてございます。まず1点、実施計画の策定、それから監視測定地域に関します基礎調査、これにつきましては土地の利用状況、それから道路交通情勢、道路構造の把握、それから3点目、自動車騒音の状況の把握ということで、面的な評価を行うという形になってございます。これは騒音の発生強度、それから騒音暴露の状況の把握、これらを測定分析するという形で、その箇所につきましては、現在道が今まで13区間実施してございますので、それが市が行わなければならないという形になってございます。

それで、この業務を継続してやっていく部分でございますけれども、これにつきましては、平成24年度が初年度でございますので、専門の環境測量事業者にとりあえず委託をして、システム等のステップアップ、それから必要な資材等の借り受け等を受けた上で実施を行いまして、平成25年度以降につきましては、国の報告がございまして、それを終えた段階で、測定の部分的な省略ですとか、他区間への準用ですとか、その辺で委託業務について内容を絞り込んでいきたいと考えてございます。

以上です。

委員長（伊藤隆雄君） 菅原委員。

委員（菅原清一郎君） 法的受託事務ということであるんですけども、財源の内訳が一般財源に記載されているわけでありまして、当然このような権限を移譲して、財源が来ないということはないんでしょうけれども、一般財源なんんでしょうか、それとも国のほうから来られるんでしょうか、財源の内訳をお聞かせください。

委員長（伊藤隆雄君） 千葉主幹。

環境生活課主幹（千葉靖紀君） 去年の10月に業務に対する説明会がございまして、その中では、交付税の措置ということでの説明を承っているところでございます。

以上です。

委員長（伊藤隆雄君） そのほか衛生費について御質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

委員長（伊藤隆雄君） 御質疑がないようですので、次に移ります。

第5款労働費について御質疑ございませんか。菅原委員。

菅原委員。

委員（菅原清一郎君） 5款労働費の6目の労働金融対策費というところの事業について少しお聞かせください。

この事業は、市内の勤労者及び季節労働者の生活の安定と福祉の向上に向けての予算措置が1,360万円されているわけでありますが、この融資事業が余り利用されていないということがあります。それで、過去3年間の利用実績と今後こういう事業を市民にどういう形で周知してこの制度の内容を知らしめていくのか、お聞かせください。

委員長（伊藤隆雄君） 竹内商工労働観光課長。

商工労働観光課長（竹内雅彦君） お答えいたします。

まず、この事業の趣旨ですけれども、勤労者福祉資金、生活余暇、教育、住宅、それから季節労働者の生活資金でございます。これは市内の事業所に雇用されている勤労者の方に対し、生活余暇活用、教育資金や住宅資金を融資し、勤労者の方の生活の安定と福祉の向上を図ることを目的といたしておる事業でございます。

それで、過去3年の事業の実績についてでございますけれども、生活余暇資金につきましては、これは限度額50万円ということで、3年以内の貸し付け期間ということで、利率が2.1%ということになっております。また、生活余暇の教育資金については、限度額150万円で、10年間の貸し付け期間、そして金利は年1.88%、住宅につきましては、限度額800万円で、25年間の貸し付け期間で、年1.92%、そして季節労働者につきましては、限度額20万円で、1年間の貸し付け期間、そして利率は1%という内容になっておりまして、これにつきましてははろうきん、北海道労働金庫と、それから北星信金のほうに預託いたしまして実施している事業でございます。

そこで、融資の実績でございますけれども、平成21年度から平成23年度でございますけれども、生活余暇につきましては、平成21年度1件50万円、それから平成22年度に1件で30万円、そして生活余暇の教育資金につきましては、平成21年度1件で90万円でございます。住宅につきましては、平成12年度以降新たな申し込みはございません。それから、季節労働者の資金につきましては、平成21年度に1件の20万円ございました。

それで、現在少なくなっている状況についてでありますけれども、近年リーマンショック以来金利が下がりまして、それでいろいろ金融機関等もいろいろな貸し付けのメニューもあります。そういった中で、それまで市のこの制度は大変有利なものになってはいますが、金融機関のほうの融資の利率も下がりまして、そのメリットが若干減ってきているのかというふうに考えております。

現段階においてもおおむね比較しますと、こちらの市の制度のほうが有利ではあるんですけども、そういった先ほど言いましたような理由から、だんだん少なくなっているのかというふうに一つは思っております。

それから、資金が例えば住宅の場合ですと、800万円が限度額になっておりますし、それから、教育ローンも150万円の限度額といったことから、これは財政的な部分もいろいろありますので、そういった設定になっております。そういった金額であるということで、なかなか利用者が少なくなっているのではないかとこのように一つには思います。

今後なんですけれども、周知方法についてなんですけれども、現在、市の労働実態状況調査等の事業所に配布しております「企業と労政」にこの内容を掲載しまして、これを各事業所さん、あるいは商工会議所、朝日商工会のほうにも配架していただいているところでございます。また、市のホームページに制度内容を紹介しまして、更にこの市ホームページで、ろうきんのほうのホームページにもリンクしておりますし、また、北星信金さんのほうでは、市のこの事業の融資業務を紹介していただいております。

今後、更に利用していただけますように周知したいと考えておまして、まず「企業と労政」につきましては、これまで同様市内の事業所さんに送りますとともに、会議所、それから商工会のほうにも配架していただきますけれども、加えまして、「企業と労政」につきましては、各事業所さんからぜひ従業員の方に見ていただけるようお願いしたいと思っておりますし、商工会議所等のほかにも、市のほかの施設などにも配架して周知していきたいというふうに考えております。一応そんなようなことで、今後利用を拡大していきたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

委員長（伊藤隆雄君） 菅原委員。

委員（菅原清一郎君） この事業を3年間で4件しか使われていないということでありまして、非常に市民の生活が豊かになって、融資を受けられなくても生活できているのかということではないというふうに思っていますし、融資メニューがこんなにあって、非常に低利で融資がしやすくなっていると、あくまでもこの事業が労働金庫並びに信金さんにすべて委託をして、受付から融資まで民間がやっているんだというところに少しいろいろな問題があるのかと思うんです。

なぜならば、やはりそれぞれ個々の融資を受けるときに、いろいろな枠というのが金融機関は持っています、この枠からはみ出た分については、融資を受けられないわけです。こういういろいろな制度があるにもかかわらず、ですから、もう一步踏み込んだ何らかの周知をしながら、この優位性を訴えていくことが私は必要ではないのかと思うわけです。

平成23年度についてはゼロ件でありますから、ぜひ今後、今、課長からお話があったように、それをもう少し踏み込んでいただいて、商工会議所や商工会ももちろんですけども、各事業所にこういう文書でこういう制度資金を市で持っているんだということを、いま一度広報活動をもう少し強化していただいて、ぜひこの事業を使っていただけるようお願いしたものだと思いますが、最後に一言だけ聞かせてください。

委員長（伊藤隆雄君） 林経済部長。

経済部長（林 浩二君） 今、菅原委員からもう少し制度の周知の徹底といったお話がありました。こういった労働者金融対策含めまして、当然市としても商工会議所、更には商工会とともにやらなければならないと思っております。

さきの一般質問の中で、出合議員のほうから労働実態調査についても、これについてもやはり詳しく説明するべきではないかといったお話もありました。その際、こういった融資制度についても広くお知らせして、利用の拡大を図ってまいりたいと思っております。

以上であります。

委員長（伊藤隆雄君） そのほか労働費について御質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

委員長（伊藤隆雄君） 御質疑がないようですので、次に移ります。

（「なし」の声あり）

委員長（伊藤隆雄君） 御質疑がないようですので、次に移ります。

第6款農林水産業費について御質疑ございませんか。菅原委員。

委員（菅原清一郎君） 農林水産業費の中で、有害鳥獣防止対策事業ということで、非常にエゾシカ並びにヒグマの捕獲が成果が出てきているようには思っております。新年度においても、また1,250万円の予算措置をされているわけでありますが、いろいろ調べていくと、非常にこれから問題点が出てきているなというふうに思うわけでありまして。昨年度においては、1,029頭捕獲されて処分しているようでありまして、どんな形で処分場まで運搬から含めて、すべての頭数がされているのかということになると、非常にこの数量を猟友会がすべて運搬して、処理されているとは思えないわけでありまして、今後、近隣の町村では、広域で焼却場等々も検討されているようでありまして、市とすると、今後どういう形で埋却をするのか、あるいはまた、環境センターなり、それから、これから計画されているようでありまして、そういう場所に埋却処分はできないわけでありまして、新たな処分方法となると、どういう形でされているのか。

旧朝日町時代のことを前お話ししたこともあるんですけども、死亡獣畜埋設処分場というのを朝日町時代は持っていて、そこに穴を掘って埋めてきた実例があるわけでありまして、それもキツネが深いところまで掘ってきて引っ張り出したりとか、いろいろなそういうこともあったわけでありまして、今後これだけの頭数を食肉に持っていつている部分も確かにあるでしょうけれども、どういう形で今後考えているのか、そして、現行はどうされているのかも聞かせたいと思います。

委員長（伊藤隆雄君） 鶴岡畜産林務課主幹。

畜産林務課主幹（鶴岡明浩君） お答えします。

平成23年度のエゾシカ捕獲の実績につきましては、駆除期間における4月1日から9月30日までの間に1,029頭捕獲しております。

次に、現在捕獲したエゾシカにつきましては、最終処分場で埋却処分しておりますが、その

処分につきましては、捕獲した猟友会において実施しております。

ただいま菅原委員のほうから言われましたとおり、今後、建設される（仮称）環境センターにおきましては、処理はできないこととされていることから、新たな処理方法を検討していかなければならないものと考えております。

処理方法といたしましては、焼却による処理が一般的と考えておりますが、施設経費に関しましては、平成24年度に予定しております名寄市の焼却処理施設の例でありますけれども、年間につきまして700頭規模で、1日当たり6～7頭の処理をする場合には、焼却施設整備に約4,280万円、そのほか搬入されたシカを一時保管する施設が必要とされております。また、焼却経費におきましても、1頭当たり約1万円の燃料費がかかるとされております。

本市におきましても、捕獲頭数が多く、特に4月から5月の2カ月間で約700頭が捕獲されていることから、処理施設、保管施設とも大型になるものと考えております。

いずれにしましても、今後、新たな処理が必要となりますことから、建設費、運営費を含め、早急に適切な処理方法を検討してまいりたいと考えております。

以上です。

委員長（伊藤隆雄君） 菅原委員。

委員（菅原清一郎君） 大変な数が上がってきているわけですが、手元にいただいた資料によりますと、この2月末で猟友会が捕獲した数量が1,440頭、クマが14頭ということであります。それから、ほかの役所、開発とか、建設管理部とか改良区、それから市の林務のほうで把握している数量も入れますと、シカが1,502頭、クマが18頭、タヌキが12頭だそうであります。

今、鶴岡さんのほうからお話があったように、処理をするにも非常にお金がかかると、それから、広域でやられている、これから和寒、剣淵は広域でつくるんだということがありますが、今、名寄さんの焼却場云々とおっしゃっていましたが、1日の焼却が7頭ぐらいしかできないということです。一番マックスの月でいきますと、4月296頭、5月347頭こうあるわけですが、当然のように焼却し切れないような気もするということで、その間、それを冷却するのか何か知らないけれども、どこかに置いておかなければいけないわけです。ですから、今後、環境センターが新設されるに伴って、埋却できないということになると、その年次までにはこういう処分施設をつくらなければいけないという問題が浮かび上がってくるわけであります。ですから、できる限りこういうものは広域でやれば一番いいということもあります。

ただ、朝日町に住んでいる我々にすると、非常にこの効果が出て、車と一緒にシカが走って来なくなった、非常に怖い思いをずっと町民はしていたわけですが、この点については、相当数やはりこの2年、3年で捕獲がされて、シカが道路に飛び出してくる率が非常に少なくなってきた、本当に車と一緒に走って、何十頭も来ますから、すごい恐怖感があったわけでありますけれども、そういうことが本当になくなって、本当にこの事業がすごく効果が出ているということはあるんですけれども、その背景には捕獲するのに1万円、焼却するにもまた1万

円ということになると、相当なお金がかかってくると、ですから、今後に向けて、道なり国なりにもこういう事業を続けていかなければいけない地域に住んでいる自治体でありますから、焼却施設も含めて、どんどん国の、あるいはまた道の資金が活用できるような体制に持っていければいいと思うわけでありますが、今の時点ではまだそういう計画もないようでありますけれども、今後に向けて、早い機会にやはりまた計画案をつくっていただいて、審議する時間があればと思うわけでありますが、その辺の考え方だけお聞かせください。

委員長（伊藤隆雄君） 林経済部長。

経済部長（林 浩二君） お答えいたします。

菅原委員おっしゃるとおり、シカによる被害、車にしても人的な被害にしても、更には農作物の被害が税理士さんの試算では約7,000万円という数字をいただいております。市といたしましても、こういった対策については早急な対策ということで、今お話しのように1頭1万円ということで捕獲奨励をやっているところでございます。

いずれにしても、環境センターがいずれできるという部分になりますと、そこには持ち込めないといった大きな課題がございます。とはいっても、捕獲するシカについては、何らかの形で処分しなければならないといったこともあります。広域といったお話もありますけれども、なかなかその広域の部分が難しいのも現状でありまして、どういった姿が一番いいのか、国の補助制度等もありますけれども、そういったものも視野に入れながら、今後十分検討させていただきたいと思っております。

以上であります。

委員長（伊藤隆雄君） そのほか農林水産業費について御質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

委員長（伊藤隆雄君） 御質疑がないようですので、次に移ります。

第7款商工費について御質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

委員長（伊藤隆雄君） 御質疑がないようですので、次に移ります。

第8款土木費について御質疑ございませんか。渡辺委員。

委員（渡辺英次君） 住宅建設費の関係で、西団地の建てかえについて、1点、端的にお伺いいたします。

こういった工事を行われる場合に、実際に工事にかかる代金とそれに伴う実施設計の委託料というのがあろうと思うんですが、この西団地に関してちょっと見たところ、今年度予算はC棟の実施設計委託料が948万円と、昨年の予算を見ますと、今年から行われるB棟の設計料が900万円ほどなんです。それで、ちょっと素人考えで同じような建物が建つ場合、実際その工事のほうは材料や労務はかかるものはかかると、それは理解できるんですけども、設計料に関して、例えばもうちょっと前年度のデータがあれば少し簡略化されるとか、そういったようなことを考えるのですが、実際はどういった形になっているんでしょうか。

委員長（伊藤隆雄君） 工藤建築課主幹。

建築課主幹（工藤博文君） お答えをいたします。

まず、B棟のほうの実施設計の場合ですが、この設計に関しては、基本設計、実施設計のA棟の住棟タイプ、面積、規模と仕上げとか、すべて同じタイプでございました。ですので、A棟の設計図書、図面、そのほかの資料がすべて繰り返し使えるということでありまして、委託費はかなり抑えられることとなります。

C棟につきましては、A棟、B棟と規模が若干違いまして、この規模が違う原因としましては、2LDKを2戸増やしました。増やした分1LDKを2戸減らしております。全体の戸数は12戸で変わりはないんですが、2LDKを増やしたと、面積では、約34平方メートルほど大きくなっております。

ですので、A・B棟の基本的な部分については、図面等使える部分もございまして、C棟につきましては、新たに検討しなければならない部分もございまして、また、新たに図面を作成しなければならない部分があります。その辺の業務量、業務人数がやはり若干多くなっていくということでありまして、948万円の予算を計上しているところであります。

委員長（伊藤隆雄君） 渡辺委員。

委員（渡辺英次君） ありがとうございます。わかりました。その分は軽減されているということですね。

実質こういう設計業務を委託される業者なんですけれども、例えばこういったAからCまで造成しますよとなった場合、当然ながら一連のプランがありますので、設計業者が入札のたびに変わるということがあっては、なかなかスムーズに進まないのかと思うんですけれども、今のデータの管理のことも含めると、これ実質今までの設計業務を委託されている業者というのは同一業者なんですか。

委員長（伊藤隆雄君） 工藤主幹。

建築課主幹（工藤博文君） 西団地におきましては、A棟の基本設計、実施設計をやった業者と同一業者となっております。

以上です。

委員長（伊藤隆雄君） 渡辺委員。

委員（渡辺英次君） わかりました。

今後もまたこういった住宅、つくも団地もそうですけれども、また建つようになると思いますので、正直設計料というのはちょっとやはりこのぐらいかかるものなのか、高いなという印象もありますので、そういった部分も含めて適正にその部分の経費を抑えられるような感じで今後やっていただければと思います。ありがとうございます。

委員長（伊藤隆雄君） そのほか土木費について御質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

委員長（伊藤隆雄君） 御質疑がないようですので、次に移ります。

第9款消防費について御質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

委員長(伊藤隆雄君) 御質疑がないようですので、次に移ります。

第10款教育費について御質疑ございませんか。小池委員。

委員(小池浩美君) 就学援助事業費についてお聞きいたします。

昨年の予算委員会においても、この就学援助について私は質問をしております。それで、この就学援助には、平成22年に新たにクラブ活動費、生徒会費、PTA会費のこの三つが加えられているのですが、それが本市の場合加えられていないので、昨年はそのことについて質問したんですけども、今年度の予算を見ましてもそれはついていないようです。

それで、22年5月に国がこのことを言ってきているので、去年の質問のときは、御答弁では22年はもう5月でちょっと予算に入れるのは遅い時期だったからというようなこともおっしゃっておりまして検討していくということで、23年度もいろいろ問題があるから検討していくという御答弁がありました。23年度もうすぐ終わりますけれども、それで再度お聞きするんですが、24年度のこの予算にはこの三つが入っていないので、これはもう土別市の場合は、この三つは入れないというふうに決定したのかどうか、そこら辺のところをお聞きしたいと思います。

委員長(伊藤隆雄君) 青山学校教育課長。

学校教育課長(青山博久君) お答えをいたします。

委員おっしゃるとおり、平成24年度の予算の中で就学援助費について加えられた3品目、この部分は予算としては計上いたしておりません。ここの部分、今後ずっと予算計上しないということではなくて、当面平成24年度においての予算確保についてはできないというふうに判断したといったことでございます。

これにつきましては、全道の他市の状況ですとか、各学校の実態等もあわせて調査をしながら判断をしていったところでございますが、全道的には、23年度においては全く予算確保がされていないという実態、それから品目が加えられたものの交付税等にはなかなか反映する内容ではないということで、市町村独自の判断ということになっております。

そういった意味から、全道的にも就学援助については見直しですとか縮小傾向にある中、当市においてはなかなか拡大は難しいであろうというふうに、拡大には踏み切れないというふうに判断をして、現状の就学援助の中で確保させていただきたいということでございます。

以上でございます。

委員長(伊藤隆雄君) 小池委員。

委員(小池浩美君) 24年度は入れなかったけれども、それはもう永遠に入れられないということではなく、その都度その都度、また検討していくという、そういうふうに受け取りましたけれども、前回の御答弁の中では、今もおっしゃっていたように、各学校の実態がいろいろあるからというような理由ですけれども、一番の理由というのは、結局この三つのものを入れると非常に財政が逼迫すると、そういうふうに私はとったけれども、大した金額ではないようにも思う

んですけれども、そうしたら理由はそれなんですね。結局財政上、この三つのものを入れると厳しいと、そういうふうに解釈してよろしいですか。

委員長（伊藤隆雄君） 青山課長。

学校教育課長（青山博久君） 額の部分で申し上げますと、23年度まだ確定ではございませんが、見込みとして3,490万円ほどに就学援助総体になる予定でございます。当初23年度で予算計上いたしておりましたのが3,369万6,000円ということでございます。24年度においては、今までの品目、基準等そのままということで、当然維持をするということで試算をしながら、予算を見込んで計上いたしたところですが、平成24年度については3,913万5,000円ということになると、こういった実態も当然考慮のうちには入るということでございます。

委員長（伊藤隆雄君） 小池委員。

委員（小池浩美君） それで、一つだけちょっと確認しておきたいんですが、これから24年度、25年度のこともありますので確認しておきたいんですが、学校間の不均衡があるということを前回の御答弁の中では言っているんです。学校間にそれぞれ不均衡があるので、そこら辺もどうやってやっていったらいいか、公平性を保つためにはどうやってやっていったらいいかを十分検討しなければならないという御答弁があったんですけれども、そこら辺でその学校間の不均衡について一つだけ、P T A会費に限ってお聞きしますけれども、土別市の場合、P T A会費、最高額というのは幾らで最低額というのは幾らなのか、お聞きしたいと思います。小学校でいいです。

国はP T A会費として3,040円これを手当てしているわけで、これの半額を国が出して、半分は市が出すということになるんですが、その本市におけるさまざまな学校の最高額と最低額をお知らせください。

委員長（伊藤隆雄君） 青山課長。

学校教育課長（青山博久君） お答えをいたします。

小学校、昨年各学校に調査をした内容によりますと、最高額については1家庭当たり5,000円というP T A会費、それから最低額については1家庭当たり2,400円といったことになっております。

以上でございます。

委員長（伊藤隆雄君） 小池委員。

委員（小池浩美君） わかりました。

委員長（伊藤隆雄君） そのほか教育費について御質疑ございませんか。斉藤委員。

委員（斉藤 昇君） サンライズホールの関係についてお伺いしたいと思います。

自主企画事業の補助金となっておりますけれども、自主企画事業というのはどういう事業を行うのかということと、1,100万円ほどの補助金を出すというふうになっておりますけれども、それぞれの事業計画と事業に要する経費をどういうふうに算定されたのか、この点からお伺いしたいと思います。

委員長（伊藤隆雄君） 漢地域教育課長。

地域教育課長（漢 幸雄君） お答えをいたします。

まず、自主企画事業のあり方というか、考え方でございます。サンライズホールが行います文化振興という一番の理念を具現化するために、実際に市民の皆様、地域の皆様に舞台芸術を通じて、鑑賞または体験、参加等の方法によりまして、アート体験をしていただく、まずそのために鑑賞型事業、それと参加型事業、大きく分けまして2種類の事業を展開していくという形になっております。

それらの経費の策定に関しましては、鑑賞型に関しましては、俗に言われますギャランティー、出演料、それと大多数のアーティスト、出演者の方は東京等でごさいます、北海道との間の旅費、宿泊費、移動諸経費、それにあとは音響費、照明費、美術費、それらの運搬費、それとマネジメント会社が入ることが多うございますので、それらの制作企画費等が基本的に事業費というふうになってまいります。

それに加えまして、額は大きくはございせんが、今度はこちら側の主催者経費といたしまして、宣伝費ですとか、団体、アーティスト等の受け入れに関する一般的経費、それらが必要になってまいります。

そのような経費でもって補助金は単年度で精算をいたしますので、その範囲内で事業を組み立てる。事業の企画決定に関しましては、平成22年の4月以降できましたARCHあさひという任意団体、当初28名のうち市民が22名という組織だったんですが、それの中での話し合いで議決によって決めていくというような話になっております。

新年度の事業につきましては、鑑賞型といたしまして11本を予定いたしております。ただ、そのうちの2本は参加型、創造型事業の発表の場ということにもなっておりますので、純粋な鑑賞型は9本ということになります。

創造型事業では、舞台公演の制作、市民参加劇ですとか、それに類する事業は大きく分けて3本程度予定していると、そのようになっております。

委員長（伊藤隆雄君） 斉藤委員。

委員（斉藤 昇君） 鑑賞型の場合は、あそこのホールを使うわけだけれども、あそこは300ぐらいの固定席ですよ。入場料というのは、大体それぞれの呼んでくるものによって違うと思うんだけど、入場料は相当安く抑えているものなんですか。

委員長（伊藤隆雄君） 漢課長。

地域教育課長（漢 幸雄君） 入場料のみですべての経費を賄えるだけのキャパシティー、座席数はサンライズホールにはございせん。それで、市からの補助金、もしくは市以外からの補助金が申請により当たることがあるんですが、それらを勘案いたしまして、地域性を勘案いたしまして、できればなるべく低廉な価格で多くのお客様にお越しをいただきたいというふうにして、決定をいたしております。

委員長（伊藤隆雄君） 斉藤委員。

委員（斉藤 昇君） これは入っている人数というか、座席は決められていますから、そうしますと、これは朝日だけではなくて、朝日で去年何回やられて、今度の計画では11回と言いましたが、3本は参加型というわけだけれども、そのほかこの朝日のサンライズホールだけではなくて、土別市の市民会館を初めとするそういうところに、単なるサンライズの事業としてではなくて、そういう総合的にやるべきだということを申し上げたことがあったんだけど、そういうことについては、教育委員会としてもどんな検討をなされたんでしょうか。

委員長（伊藤隆雄君） 漢課長。

地域教育課長（漢 幸雄君） 合併後そのような御指摘もありましたし、実際に4本大きめのコンサートを市民文化センターのほうでも開催させていただきました。やはりキャパシティーがあるほうがやりやすい公演というのも当然ございますし、より多く観客の御来場が見込まれる公演等については、そういうことは当然同じ市内の施設として活用をお互い図っていくという点で非常に有効であろうというふうに思っております。

ただ、23年度につきましては、大きめの事業がなかったということもございまして、実際そういう形でサンライズホール以外での鑑賞型の事業は実現をいたしておりません。

ただ、前に御指摘を受けてお答え申し上げましたように、文化センターとサンライズホール、日常的に事業の打ち合わせ、連携プレーはとっておりますし、そういうもの、それに見合ったものを招聘する、実施する場合には、そういうことをぜひ前向きでやっていきたいというようなことは、日常的に話し合いは進めております。

ただ、具体的に非常に高額にわたる公演経費になってまいりますので、過去でいいますと、加藤登紀子、宇崎竜童、イルカ、岩崎宏美みたいな結構私どもで呼ぶにはかなり大きめの金額、事業費がかかるものですから、そうしょっちゅう呼べるものではないので、現実的にそう何本も何本もしょっちゅうやれるかということになりますと、ちょっと難しい点もあろうかというふうには思います。

ただ、これは前にお答え申し上げましたとおり、非常に有効な方法でもあることですし、お互いの施設の有効利用のためにも、今後も積極的にそういうことは話し合いを進めてまいりたいというふうには考えております。

委員長（伊藤隆雄君） 斉藤委員。

委員（斉藤 昇君） もう一度ちょっと聞かせてほしいんだけど、大体1,100万円の企画事業ですね。これは平成24年度は11本だというふうに言ったんだけど、こういう事業というのは、小学校、中学校にも随分やっちらかっていると思うんだけど、その中身、小学校、中学校の学校名やらそれらのどんなものと呼んで平成23年はやられて、平成24年度は小・中学校に対するそれらの事業というのはどういうふうに予定されているのか、この際承っておきたいと思うんです。

委員長（伊藤隆雄君） 漢課長。

地域教育課長（漢 幸雄君） ただいまお尋ねの件につきましては、平成23年度以降、市の直接

経費のほう、教育費のほうに組んであります子ども芸術劇場という事業に該当してまいります。平成22年度まではサンライズホールの自主事業費の中、補助金の中で実施をいたしてまいりましたが、平成23年度以降は教育費の中で組んでおります。

おおむね300万円前後の予算の中で、2時間1コマという授業の時間を活用させていただいて、年当初、大体学校の授業でございますので、1月ごろにこちらのほうから小学校向け、中学校向け各10種類ぐらい、大きい公演ではございませんけれども、人形劇ですとか、音楽、コンサート等の鑑賞型と、学校でやれるワークショップ、体験型、これは演劇、ダンス、パントマイム、音楽、声楽等ございます。それらを学校のほうへお示ししまして、学校からまず希望をいただきます。それをちょうど今年も、平成24年度も今調整中でございますが、学校の都合、アーティストの都合、一緒に私どもが随伴し準備をいたしますので、私どもの都合、三者の都合を取りまとめて大体決定をいたしております。

例でいきますと、平成23年度はおおむね80コマ、市内17小・中学校すべてにおおむね80回出かけております。音響機材を背負って、照明機材を背負って、アーティストを連れてということですが、幾つかのものだけはサンライズホールで、要は舞台体験をしたいという学校もございまして、そういうのはサンライズホールへ来ていただく、または鬼太鼓座に和太鼓のワークショップ、これはちょっと楽器を持っていくという物量ではございませんので、それはバスを使って来ていただいて体験していただく、そういうようなことで、なるべくふだん身近ないつも暮らしている学校の中でアート体験をしていただくというのを学校のほうと合併後積極的に進めております。

平成24年度につきましても、まだ確定ではございませんが、ダンスの希望が出ておりますのが8校です。演劇が1校、声楽が2校、パントマイムが1校、それ以外に和太鼓が2校、コンサート鑑賞が4校、人形劇鑑賞が2校、声楽コンサート鑑賞が1校というような御要望をいただいております、ただいま日程等の調整中でございます。

委員長（伊藤隆雄君） 斉藤委員。

委員（斉藤 昇君） 例えば土別の市民会館なんかにも実行委員会形式でいろいろなものを持ってきたりして、市民の団体の人たちはやったりすることもあるんだけど、それとは別に市費を使ってやっているわけだから、そういう市民の方たちが実行委員会をつくって、そういうものを持ってくるというようなときには、こういう予算の中から、あるいは別枠の予算でもいいけれども、そういう補助や応援なんかもするという道は考えていらっしゃるのでしょうか。

委員長（伊藤隆雄君） 漢課長。

地域教育課長（漢 幸雄君） お答えいたします。

現在のサンライズホールの実施事業につきましては、任意団体のARCHあさひという市民団体のほうへ補助金を落とすことでやっておりまして、そこから再度補助金を出すというのは、現実的にもちょっと手続として難しいとは思いますが。

ただ、過去の事例といたしまして、やはり今委員おっしゃったように、自分たちで朝日のホ

ールでやるときにこういうのをやりたい、ただ一緒に共催という形で、お互いに協力し合える方法でやれないだろうかという御相談を受けたこともございますし、大きい公演ではございませんが、過去にやったこともございます。

ですから、内容とタイミングにもよると思いますし、年度当初ではかなりきちぎちの予算組みをしていますので、そこから御相談いただいてどれくらい一緒にやれるか、実際は具体例で話し合うのはちょっと難しいんですが、可能性としては当然ありますし、そういう方向性もありではないかというふうには思っております。

委員長（伊藤隆雄君） 齊藤委員。

委員（齊藤 昇君） やはり入場料の関係で例えば券を売るにしても、やはり4,000円とか5,000円とかというふうになると、なかなか士別市なんかでは年金世帯も結構多いですし、拝見ができないという苦戦をするのがあると思うんです。

そういう意味では、そういう安い値段でやはり市民にも鑑賞をいただくという点では、ぜひそういう実行委員会や何かができるときには、きちっと相談にも乗って、鑑賞される市民の皆さんの立場に立っているいろいろなことを考えていただきたいと思うんだけど、それはいかがでしょうか。

委員長（伊藤隆雄君） 漢課長。

地域教育課長（漢 幸雄君） やはりそういうことは非常に大切なことだと思いますし、私どもといたしましても貴重な市費を使っておりますし、または市以外からも助成金等をいただくことがございますので、それを活用する中で、やはり低廉な価格で広く多くの方に舞台芸術を身近に感じていただく機会を1回でも多く提供してまいりたいと、そのように考えております。

委員長（伊藤隆雄君） ここで、昼食を含め午後1時30分まで休憩いたします。

（午前11時56分休憩）

（午後1時30分再開）

委員長（伊藤隆雄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

予算審査を続行いたします。

第10款の教育費について御質疑ございませんか。渡辺委員。

委員（渡辺英次君） 昼食をまたぎましたので、少しゆっくりとさせていただきたいと考えております。

心の教室相談員について質問いたします。

これに関しては、私も何回か質問させていただいているんですけども、平成22年の第2回定例会で一番最初に質問させていただいたんですが、実質、心をちょっと痛めている児童生徒を救済しようという、そういうシステムだと思うんですけども、改めて設置の目的をちょっとお伺いしたいと思います。

委員長（伊藤隆雄君） 青山学校教育課長。

学校教育課長（青山博久君） お答えをいたします。

心の相談員の設置目的ということでございます。心の相談員につきましては、今年につきましては市内5校ということで配置をいたしておりますが、さまざま現在の小・中学生における状況といたしまして、いじめ、不登校に代表される児童生徒への迅速かつ的確な対応が必要であるという共通認識に立った上で、学校内の体制をしっかりとつくっていくといった意味で配置をいたしております。

以上でございます。

委員長（伊藤隆雄君） 渡辺委員。

委員（渡辺英次君） 現在5校に配置しているということで、今年は賃金ということで420万円予算がついております。それで、実質相談員の方が5校配置されていると思うんですけども、職務体制といいますか、こういった形でお仕事をなされているのか。例えば週に何時間とか、そういう部分も含めてお知らせください。

委員長（伊藤隆雄君） 鴻野学校教育課主幹。

学校教育課主幹（鴻野弘志君） お答えいたします。

心の相談員についての勤務体制でございますが、現在平成23年度で申しますと、1日6時間で週4日間という勤務体制でございます。

以上です。

委員長（伊藤隆雄君） 渡辺委員。

委員（渡辺英次君） わかりました。

とりあえず勤務体制はそういう形でやっているということで、実際に窓口相談に来た児童生徒の数、それとは別に、相談したくないは別に、報告されているいじめ、不登校者の数、把握している人数がありましたらお知らせください。

委員長（伊藤隆雄君） 鴻野主幹。

学校教育課主幹（鴻野弘志君） お答えいたします。

まず、相談件数等についてでございます。相談件数につきましては、心の相談員の学習会でケース検討会議等を開いてございまして、その中の件数といたしましては、中学校2校、小学校3校合わせて、平成23年度で現段階で38件の相談の件数でございます。

次に、不登校の状況でございますが、これも平成23年度、今現段階ということでございますが、小学校で1人、中学校で10人、合わせて11人という数で押さえてございます。

以上です。

委員長（伊藤隆雄君） 渡辺委員。

委員（渡辺英次君） 実質報告されている人数が小学校で1名、中学校で10名ということで、相談件数のほうが多いので、実際例えばいじめや不登校の方が相談されているのかという実態もつかめるんですけども、実は実際にそういった経緯があるとも私は思っておりません。

特に、不登校をなさっている子供は、なかなか自閉的になっている部分もありますので、なかなか自分から相談窓口に足を運んでというのが難しいのではないかと、そういうふうにいるんですけれども、その相談件数38件のうち、今言った不登校の方、その方もいらっしゃるのでしょうか。

委員長（伊藤隆雄君） 鴻野主幹。

学校教育課主幹（鴻野弘志君） ただいま申し上げました件数には、不登校ということで学校から連絡を受けている数字も入ってございます。

以上です。

委員長（伊藤隆雄君） 渡辺委員。

委員（渡辺英次君） そもそも私が心の教室相談員というこの配置の仕方に関して、22年度に質問したときから今に至るまでずっと同じなんですけれども、やはりシステム的にもうちょっと有効な方法をとるべきではないのかとそういう思いがすごくありまして、たまたま一昨日ちょっとある機会がありまして、実際に不登校をされている子供とその御両親とお話する機会がありまして、そこでちょっといろいろお話を聞いてきたんです。そうすると、学校の初期の対応から始まり、その後今学校をずっと行っていないんですけれども、相談員はどういう対応をしたんだという話をしたんですが、やはり学校の先生は長い時間接している部分があるんですけれども、その先生にも相談できない人が、例えば週何時間とか、決められたときにいる先生に相談してくれといってもちょっと行く気にもならないという、そういう現状の声も聞こえたんです。

それで、例えば各学校に配置するのがいいのか、もしくは配置しないでもみずから例えば家のほうに足を運ぶ手段をとるとか、そういう部分を含めて、各学校に置く場合もいいのか悪いのかは別として、例えば相談室の一角にちゃんと専門の者を置いて、窓口に来てほしいではなくて、例えば協議会や学校からそういう不登校の問題が出たときに、情報は当然早く把握して、自分のほうからというか、行政側のほうから行くということは難しいんでしょうか。

委員長（伊藤隆雄君） 青山課長。

学校教育課長（青山博久君） お答えをいたします。

相談員の5人の配置に当たっては、さまざま協議をした経過もございます。一昨年第2回定例会で渡辺議員から御質問をいただいて御答弁をし、更にそれ以前にもいろいろな議員さんからいろいろな御質問もいただいて、御提言もいただいたこともございますので、そういったことを全部含めて一昨年協議をした経過もございます。その上で、市内の学校に、小学校に拡大をして配置をするという経過になったものでございます。

これが最善の方策かということになりますと、決して最善とは思っておりません。ただ、学校内において子供たちが先生に相談ができないですとか、心に引っかかっているものが何かもわからずに相談ができないといったケースも当然あります。そういった子供たちというのは、何かのきっかけで顔を合わせたときに、一步踏み込んで相談室に入るだとか、相談員に声をか

けるとかということが可能になるというふうに考えているところです。そういった意味で、各学校に相談員を配置するのが現状においてベターであろうという判断もいたしたところです。

渡辺委員の提言にあります1カ所に相談員を集約をしているいろいろな学校と、それから他の機関とも連携をしながら出向いてというか、いろいろな対策をとっていく、こういったことも当然検討をいたしたところですが、現状の配置の中で、最終的に5人それぞれ各学校に配置をする、特に小学校の配置に当たっては、今まで中学校市内2校だけでしたので、小学校に本当に相談員が必要なのかといったところも検討をいたしたところです。

実際に学校の中で相談員がただ配置しただけではなくて、活用していただかなければいけない、活用を図るためのものだけではないわけですが、要するに配置をするということは、一人一人の子供たちにどう向き合っていくのか、困り感のある子供たちにどう向き合っていくのかということが最優先であるというふうに考え、小学校にも配置をするという結論に至ったところでございます。

したがって、相談室的なところを別枠に設けて、その中で各学校との連携をしていくということをお否定するものでもありませんので、今後しっかりとどういった方法がいいのかということは検討していかなければいけないと、引き続き検討していく必要があるだろうというふうに考えております。

以上でございます。

委員長（伊藤隆雄君） 渡辺委員。

委員（渡辺英次君） こういう心の問題を抱えている場合、子供に限らず大人もそうですけれども、人に相談したいんだという気持ちがあっても、ごく基本的にそういう組織とかがあったとしても、信頼関係が成り立っていないと全く機能しないというのがまず第一前提で考えることだと思うんです。そう考えたときに勤務体制にしてもそうですけれども、与えられた時間内で職務をしましよという仕事ではないと僕はこれは思うんです。そう考えたときに、例えば、その相談員の方が教員なり学校長なりがこういうふうに仕事をやってほしいんだというのを乗り越えて、もう一步踏み込んで、先ほど課長からもありましたけれども、子供が一步踏み込んでいくために配置したとありますけれども、それは子供だけではなくて、つくっている組織側ももう一步踏み込んでいかないことには、まずその信頼関係が成り立たないのではないかとこう思うんです。

本来は、今は精神的に弱い子供が多いなと思うのは、当然家庭の問題が一番問題だとは思っているんですけども、なかなかそれは今、昔のようにできない、核家族化してなおさらできなくなってきていると考えたときに、やはり行政なり、あと地域が支えていく。そして、その子供を変えていくという部分で、強い子供にしていけないと解決しないと思うんです。

ですので、今のシステムであれば僕は正直ずっとよくなることはないと思っています。そう思っているので、ぜひ例えば本当に相談員じゃなく、実際、教育委員会の方も含めてですけれども、やはりそういう子供と1回直接会って、いろいろなそういう心情を聞いて、かつ有効な

ものをつくってもらえるようにシステムの改善をしていただきたいと考えているんですけども、その辺どうでしょうか。

委員長（伊藤隆雄君） 青山課長。

学校教育課長（青山博久君） お答えをいたします。

まず、説明が少し足りなかったかなというふうに思います。今現状、相談員は確かに基本時間は決まっております。ただ、各学校において担任の先生ですとか、生徒指導の先生、養護の先生を中心にいろいろな対応をしています。その中で相談員も、例えば不登校の子供との対応をここの部分分担をするとか、そういった連携を図りながら対応しているのも事実でございますし、必要に応じて時間をずらしながら家庭訪問したりとか、そういったことも実際にさせていただいているケースもございます。これは各学校の中の判断として、相談員にここの部分を踏み込んでいただくとか、そういったことも実際にやっていただいているのが現状でございますので、ここの部分については、まず御理解をいただきたいというふうに思っております。

また、子供たちから一步踏み込むということではなく、こちらから一步踏み込んだ体制というのがとれないのかということでございます。当然先ほどもお話ししましたように、配置に当たってのいろいろな検討の中で、1カ所に相談員を集約をして、そこで体制をつくっていくということも検討いたしました。更に、例えば適応指導教室などの公的な取り組みというのがあちこちで行われておりますが、そういったことについても一つの検討として協議をした経過もございます。

今後におきましても、今の状態が決してベストであると、最善であるというふうには考えておりませんので、その部分につきましても、しっかりと検証しながら一番いい方法を模索してまいりたい、検討してまいりたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

委員長（伊藤隆雄君） 渡辺委員。

委員（渡辺英次君） 先ほど聞いた数字の中で、中学校で23年度10名なんですけれども、実際1年以上学校に行っていない子供もおりますよね。そうやって考えたら、いつの時代も不登校の方、僕らの学生時代もありましたけれども、今、不登校の子供にすると、中学校の年代というのは本当に残りがないんです。そうやって考えると、何年度にはこの人数だったよという統計上の数字になりますけれども、その子にしたら一生問題ですよ。そういうのを本当に本気になってシステムを変えないことには、なかなかこれはクリアしていかない問題なのではないかと思うんです。

それで、いろいろ私もそういう協議会とか、見識者でない普通の一般の保護者ともいろいろな話、こういうのを協議するんですけども、かなり協力してくれる方たくさんいます。そもそも協議会も今は設置されていますけれども、そういった部分ももうちょっとそういう思いを持っている方がいいと思いますので、そういう方のお力もかりるような形をとるのがまさにその地域の協力という部分があると思うので、1年、2年近く学校に来ない子供がいたら、何回で

も足を運んで、まず信頼をもらうと、そこからでない、例えば児相に預けても児童精神科のほうに通えといってもなかなか変わる問題ではないと思いますので、まず初期段階である地域と土別の教育行政、そういった部分でもうちょっと力添えをいただければいいのかと思っておりますので、今後そういう部分で早急に協議して変えていただけるということによろしいんでしょうか。

委員長（伊藤隆雄君） 青山課長。

学校教育課長（青山博久君） お答えをいたします。

例えば、関係機関との連携ということにつきましても、これはもう当然やっていかなければいけない部分でもありますし、システマ的にしっかりと体制がとれるといったことを、これは早急に体制をつくらなければいけないということも事実です。ここの部分については、早急に取り組みを始めたいというふうに思っています。

ただ、今現状の中でというか学校の中では、本当に一人一人の先生が本当に困り感のある例えば不登校になった子供たちに対する対応というのも真剣に考えていただいているのも事実でありますし、その中で一生懸命対応していただいている、ただ、学校の中でというか、担任の先生1人ですとか、生徒指導の先生1人だけという、例えばそういった形での対応というのは、1人だけでは非常に限界があるというのも事実でございますし、まずは校内体制をしっかりとということも必要な手だてであるというふうに理解をしております。

その上で、それと並行をして、いろいろな機関がスムーズにかかわれるシステムをしっかりと構築をしていくと、この両方が必要なだろうというふうに理解をしているところですので、あわせて体制をしっかりと組んでいきたいというふうに思っております。

以上でございます。

委員長（伊藤隆雄君） そのほか教育費について御質疑ございませんか。国忠委員。

委員（国忠崇史君） 私からは保健体育費の体育施設整備事業にかかわってお尋ねします。

体育施設整備事業を見ますと、久しぶりにふどう野球場の改修補修に関する予算がついておりませんが、ここ数年野球場は改修、補修をされたと思います。それで、その一連の改修、補修状況と事業費から伺っていきたいと思います。よろしくをお願いします。

委員長（伊藤隆雄君） 坂本スポーツ課主査。

スポーツ課主査（坂本英樹君） お答えいたします。

平成21年度におきましては、外壁補修等の工事としまして54万7,000円、外周盛り土工事としまして115万5,000円、駐車場補修工事としまして140万7,000円、計310万9,000円となっております。平成22年度におきましては、外壁補修工事20万3,000円、機能検討等調査で63万円、計83万3,000円となっております。平成23年度におきましては、補修設計業務147万円、出入口付近の外壁、バックネット裏の補修工事としまして1,472万1,000円、計1,619万1,000円となっております。3カ年の合計額でありますけれども、2,013万3,000円となっております。

平成21年から23年の3カ年で緊急を要する危険箇所の改修、また車両の駐車スペースの確保、

これらの部分の工事が終わりましたので、一定程度の工事は完了したと考えております。

委員長（伊藤隆雄君） 国忠委員。

委員（国忠崇史君） 3カ年かけて2,000万円事業費もかかって一連の改修を終えたということです。

それで、以前から十河剛志委員や私が追及していますが、北海道日本ハムファイターズのほうで、道内で2軍戦をやる場所を探しているということで、一昨年の秋にまず士別市のふどう球場の視察に来られたと、ファイターズとしては去年の秋も来られたというふうに聞いていますが、それでよろしいですか。

委員長（伊藤隆雄君） 坂本主査。

スポーツ課主査（坂本英樹君） お答えいたします。

委員のおっしゃるとおり、平成22年、23年と2年連続で球団関係者の視察が行われ、今年度におきましては、10月20日に現地視察が行われたところであります。

球団側の反応としましては、施設の管理状況や雨天時の練習スペース、具体的に申しますと、多世代スポーツ交流館的な施設も整備されていることから、非常に好印象を持たれ、開催においても申し分ない施設であるとの見解でありました。

しかし、正式に試合の開催が決定した場合には、ブルペンマウンドの増設、ピッチャーマウンドやベースの変更、更にはバッターボックスやマウンド周辺の土の入れかえ等が伴うことも伝えられております。また、観戦者の受け入れとして、仮設トイレ等の設備も整えないといけないということから、それらの経費を含めると、約290万円程度の経費が必要になるかと思われれます。

以上です。

委員長（伊藤隆雄君） 国忠委員。

委員（国忠崇史君） それで、2012年のファイターズのカレンダーを見ますと、2軍の試合の日程ですが、本拠地は千葉県鎌ヶ谷市にあるんですが、北海道の開催分です。6月9日土曜日に巨人戦を新十津川町で行う、10日日曜日に同じく巨人戦を紋別市で行う、7月28日土曜日に東北楽天戦を十勝の幕別町で行う、その次の日7月29日日曜日に楽天戦を夕張市で行うというふうに今年も4試合組まれているわけです。これで士別市は開催、もうふどう球場ができるよと、グラウンド的にはできるんだけど、この日程の中に士別市が入れなかった原因と聞いていますか、日程が合わなかった原因というのをちょっと承りたく思うんですけども。

委員長（伊藤隆雄君） 坂本主査。

スポーツ課主査（坂本英樹君） お答えいたします。

平成24年度の開催に向けまして、23年11月29日に北海道日本ハムファイターズのホームページにおいてでありますけれども、24年度のファーム試合の募集受付が開始されたところであります。本市としまして、12月6日付で来年度の開催要望の旨の書類を球団側に提出してきたところであります。

その後、12月26日、球団事務局から来年度の6月9日、6月10日、7月28日、7月29日のいずれかで開催受け入れができないか打診されたところでありましたが、6月期におきましては、市内の小・中学校の運動会、また7月期におきましては、朝日の湖水まつり等が予定されているため、集客や運営が困難なことが予想されることを球団側に伝えてきたところであります。

以上です。

委員長（伊藤隆雄君） 国忠委員。

委員（国忠崇史君） 土別市でも夏場は本当に毎週のようにいろいろなイベントがありますので、なかなかそこをバッティングしないようにこのファイターズの試合を誘致するというのは難しいことだと思いますけれども、私が2軍戦を稚内市だとかで見た体験によると、球場の周りに一種産業フェアみたいにいろいろなテントが出て、やはり野球を見るというのは飲食を伴いますので、いろいろとそれ自体が一つの祭りみたいになるので、いろいろ検討も必要だと思いますので、ぜひ市民のほうの誘致する機運を盛り上げていきたいと思いますが、あと、周辺も含めて、もし開催するとしたら、市としてクリアしなければならない問題というのは、どんな点が考えられるでしょうか。

委員長（伊藤隆雄君） 古川生涯学習部次長。

生涯学習部次長（古川靖弘君） お答えいたします。

土別市におけるプロ野球の開催、特に北海道を拠点とする日本ハムファイターズの試合は、子供たちに夢を与えることと経済的な効果も期待されるところであります。

しかし、開催に当たっては、球場設備面はある程度整備されておりますが、夏場の市のイベントの日程調整の難しさや、更に観戦者の送迎の対応、それと会場、駐車場の整備、チケットの販売など、多くの方々の協力の体制が必要になってくるというふうに思います。

また、雨天で試合が中止になった場合、これは経費が無駄になってしまいます。そのために大きなリスクがあることを念頭に置かなければいけないと考えております。

委員お話のとおり、市民の大きな盛り上がり形成されて、実行委員会組織が立ち上がって、今後において、これらの実行委員会が盛り上げていただくことによって、状況を見きわめながら開催について判断してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

委員長（伊藤隆雄君） そのほか教育費について御質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

委員長（伊藤隆雄君） 御質疑がないようですので、次に移ります。

第11款公債費について御質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

委員長（伊藤隆雄君） 御質疑がないようですので、次に移ります。

第12款職員費について御質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

委員長（伊藤隆雄君） 御質疑がないようですので、次に移ります。

第13款予備費について御質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

委員長（伊藤隆雄君） 御質疑がないようですので、以上で歳出の審査を終わります。

次に、歳入の審査に入ります。

第1款市税から第21款市債まで一括して御質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

委員長（伊藤隆雄君） 御質疑がないようですので、以上で歳入の審査を終わります。

次に、第2条から第4条までの債務負担行為、地方債及び一時借入金について審査願います。

御質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

委員長（伊藤隆雄君） 御質疑がないようですので、一般会計予算全般について御質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

委員長（伊藤隆雄君） お諮りいたします。本案については、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

委員長（伊藤隆雄君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第9号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議案第10号 平成24年度士別市診療施設特別会計予算について審査願います。

御質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

委員長（伊藤隆雄君） お諮りいたします。本案については原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

委員長（伊藤隆雄君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第10号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議案第11号 平成24年度士別市国民健康保険事業特別会計予算について審査願います。

御質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

委員長（伊藤隆雄君） お諮りいたします。本案については原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

委員長（伊藤隆雄君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第11号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議案第12号 平成24年度士別市後期高齢者医療特別会計予算について審査願います。
御質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

委員長(伊藤隆雄君) お諮りいたします。本案については原案のとおり決することに御異議
ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長(伊藤隆雄君) 御異議なしと認めます。

よって、議案第12号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議案第13号 平成24年度士別市介護保険事業特別会計予算について審査願います。
御質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

委員長(伊藤隆雄君) お諮りいたします。本案については原案のとおり決することに御異議
ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長(伊藤隆雄君) 御異議なしと認めます。

よって、議案第13号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議案第14号 平成24年度士別市介護サービス事業特別会計予算について審査願います。
御質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

委員長(伊藤隆雄君) お諮りいたします。本案については原案のとおり決することに御異議
ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長(伊藤隆雄君) 御異議なしと認めます。

よって、議案第14号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議案第15号 平成24年度士別市地方卸売市場事業特別会計予算について審査願います。
御質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

委員長(伊藤隆雄君) お諮りいたします。本案については原案のとおり決することに御異議
ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長(伊藤隆雄君) 御異議なしと認めます。

よって、議案第15号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議案第16号 平成24年度士別市公共下水道事業特別会計予算について審査願います。
御質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

委員長（伊藤隆雄君） お諮りいたします。本案については原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

委員長（伊藤隆雄君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第16号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議案第17号 平成24年度士別市農業集落排水事業特別会計予算について審査願います。御質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

委員長（伊藤隆雄君） お諮りいたします。本案については原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

委員長（伊藤隆雄君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第17号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議案第18号 平成24年度士別市工業用水道事業特別会計予算について審査願います。御質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

委員長（伊藤隆雄君） お諮りいたします。本案については原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

委員長（伊藤隆雄君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第18号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議案第19号 平成24年度士別市水道事業会計予算について審査願います。御質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

委員長（伊藤隆雄君） お諮りいたします。本案については原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

委員長（伊藤隆雄君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第19号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議案第20号 平成24年度士別市病院事業会計予算について審査願います。御質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

委員長（伊藤隆雄君） お諮りいたします。本案については原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

委員長（伊藤隆雄君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第20号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

以上で付託案件の審査を全部終了いたしました。

お諮りいたします。付託案件に対する委員会の報告につきましては、委員長に一任願いたいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

委員長（伊藤隆雄君） 御異議なしと認め、そのように決定いたしました。

委員長（伊藤隆雄君） 次に、お諮りいたします。以上をもって予算審査特別委員会を終わることにいたしたいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

委員長（伊藤隆雄君） 御異議なしと認めます。

よって、予算審査特別委員会はこれをもって終わります。

御苦労さまでした。

（午後 2時07分閉議）

委員長（伊藤隆雄君）（登壇） 委員長退任に当たりまして、一言お礼のごあいさつを申し上げます。

2月22日の本会議におきまして、本委員会に付託されました平成24年度予算案並びに関連議案について、予算編成された施策の内容について、終始慎重かつ活発な御審議をいただきました。ただいま全案件のすべてを可決することを決定したところであります。このことは委員各位を初めとし、理事者並びに各執行機関、各関係部局、幹部職員の皆様の御理解と御協力のおかげでございまして、心から感謝を申し上げます。

この審査を通じて委員各位から、時には基本となる市政に対する厳しい御指摘、更には市立病院経営健全化を初め、将来においてのまちづくりに関連する諸施策に対する多くの御意見、御提言をいただきまして、執行機関を初めとする答弁者の皆様におかれましても、これらのことを真摯に受けとめられたとともに、厳しい財政状況における自治体運営にあることから、財政運営方針や行財政改革大綱実施計画を踏まえ、まちづくりの指針である総合計画の基本理念にうたわわれている地域力、人材力を高め、市民が主役の市政実現が図られるよう念願するものであります。

更に、今日まで報道関係の皆様には、本委員会の審査内容、結果について、市民の皆様迅速やかに、かつ的確な情報提供に努めていただきましたことに、この場をかりて厚くお礼を申し上げます。

以上をもちまして、委員長退任のごあいさつとさせていただきます。

どうもありがとうございました。（拍手）（降壇）